

○富士河口湖町景観条例

平成24年12月11日

条例第27号

改正 平成27年6月9日条例第21号

富士河口湖町景観条例(平成21年富士河口湖町条例第20号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 良好な景観形成の推進

第1節 景観計画(第8条—第15条)

第2節 景観計画区域内における行為の制限(第16条—第22条)

第3節 景観重要建造物等(第23条—第26条)

第3章 町民等との協働による景観形成の推進(第27条—第30条)

第4章 富士河口湖町景観審議会(第31条—第34条)

第5章 助成及び表彰(第35条・第36条)

第6章 雑則(第37条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく景観計画の策定その他必要な事項を定めることにより、町、町民、事業者及び観光客等の協働による景観形成を進め、もって、富士河口湖町の美しく風格のある風景づくりと愛着と誇りの持てる郷土の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観形成 良好な景観を保全し、育成し、活用し、若しくは創造すること又は現に存在する景観を改善することをいう。
- (2) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (3) 景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。
- (4) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及び規則で定める工作物をいう。

(5) 屋外広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

(6) 観光客等 二地域居住者、別荘所有者、観光客その他多様な来訪者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及びこれに基づく法令において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 雄大な富士山の眺望と美しい湖水景観をはじめ、本町の優れた景観は、潤いある豊かな生活環境の創造、観光など地域の活力の向上に大きな役割を担うものであることに鑑み、町民が愛着と誇りの持てる景観が将来にわたって継承されるよう、町、町民、事業者及び観光客等の協働により、その整備、保全及び育成が図られなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、良好な景観形成を推進するための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、町民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 町は、景観形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する町民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 町は、公共施設の建設その他の公共事業を行う場合は、景観形成において先導的役割を果たさなければならない。

5 町は、必要があると認めるときは、国及び山梨県その他の地方公共団体等に対し、景観形成について協力を要請しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、景観形成に関する理解を深めるとともに、良好な景観を形成する主体であることを認識し、景観形成に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

3 町民は、屋外広告物に関する法令及び条例その他景観形成に寄与する法令及び条例を遵守しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、自ら行う事業活動に関し、景観形成に努めるとともに、町が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、屋外広告物に関する法令及び条例その他景観形成に資する法令及び条例を遵守しなければならない。

(観光客等の協力)

第7条 町の区域内に別荘等を有する二地域居住者は、第5条に規定する町民の責務と同等の役割を果たすよう努めなければならない。

2 観光客等は、自らのマナーの向上に努め、町の目指す景観形成に対して理解と協力に努めなければならない。

## 第2章 良好な景観形成の推進

### 第1節 景観計画

(景観計画の策定及び変更)

第8条 町長は、良好な景観形成を総合的に推進するため、景観形成に配慮し、景観計画を策定するものとする。

2 景観計画を策定し、又は変更する手続については、法第9条に規定する手続のほか、この章に定めるところによる。

3 町長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ富士河口湖町景観審議会の意見を聴かななければならない。

(景観計画の原案の公表)

第9条 町長は、景観計画の原案を定めたときは、規則で定めるところにより、公表するものとする。

(景観計画の原案に対する意見の提出)

第10条 前条の規定により公表された景観計画の原案について意見を述べることを希望する者は、当該公表があった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、意見書を町長に提出しなければならない。

(公聴会等の開催)

第11条 町長は、前条に定めるもののほか、町民の意見を反映させるために必要があると認めるときは、景観計画の原案について公聴会又は説明会を開催するものとする。

(景観計画の原案に対する意見の取扱い)

第12条 町長は、第10条の規定により提出された意見及び前条の公聴会又は説明会において提出された意見を考慮して、景観計画の案を定めるものとする。

2 町長は、前項に規定する意見に対する考え方について、規則で定めるところにより、当該意見と併せて公表するものとする。

(計画提案が行われた際の手続の特例)

第13条 法第11条第3項の計画提案が行われた際に当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現させて景観計画の案を定めようとする場合における第9条の規定の適用については、同条中「公表するものとする」とあるのは、「計画提案に係る景観計画の素案とともに公表するものとする」とする。

(景観計画区域)

第14条 景観計画区域は、町の全域とする。

2 町長は、景観計画区域を次の景観形成地域に分類し、それぞれに適した景観形成を図るものとする。

(1) 市街地・田園集落景観形成地域

(2) 湖水・湖畔景観形成地域

(3) 森林景観形成地域

(景観形成重点地区の指定)

第15条 町長は、積極的に景観形成を図る必要があると認める地区について、景観形成重点地区(以下「重点地区」という。)として指定することができる。

2 町長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の住民等の意見を聴かなければならない。

3 町長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ富士河口湖町景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、重点地区を指定したときは、これを公表しなければならない。

5 前各号の規定は、重点地区の指定の変更及び解除について準用する。

#### 第2節 景観計画区域内における行為の制限

(届出を要する行為)

第16条 法第16条第1項第4号に規定する届出を要する行為(以下「届出対象行為」という。)は、第14条第2項各号に掲げる景観形成地域に応じ、別表第1に定める行為とする。

2 前項の規定にかかわらず、重点地区における届出対象行為を定めたときは、当該重点地区の届出対象行為とする。

(届出を要しない行為)

第17条 法第16条第7項第11号に規定する届出を要しない行為は、別表第2に定める行為とする。

(特定届出対象行為)

第18条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要する行為(前条に規定するものを除く。)とする。

(事前相談)

第19条 景観計画区域内において法第16条第1項に規定する行為を行おうとするものは、あらかじめ、当該行為が同項の規定による届出を要する行為か否かについて町長に相談することができる。

2 町長は、前項の規定による相談があったときは、速やかに、当該行為が法第16条第1項の規定による届出を要する行為か否かを回答するものとする。

(景観形成基準への適合)

第20条 法第16条第1項各号に掲げる行為を行おうとする者は、建築物等又は開発行為等が景観計画で定める景観形成基準に適合するようにしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、重点地区における景観形成基準を定めたときは、当該重点地区の景観形成基準に適合するようにしなければならない。

(勧告又は命令)

第21条 町長は、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、勧告又は命令をすることができる。

2 町長は、前項に基づく勧告又は命令をする必要があると認めるときは、緊急を要する場合を除き、富士河口湖町景観審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第22条 町長は、前条第1項の規定による勧告又は命令を受けた行為者がその勧告又は命令に従わないときは、規則で定める事項を公表することができる。

### 第3節 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定等)

第23条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ富士河口湖町景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 町長は、景観重要建造物を指定したときは、所有者に通知するとともに、景観重要建造物の名称及び所在地その他規則で定める事項を表示するなどにより、公表するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第24条 法第25条第2項の規定による条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準については、別に規則で定める。

(景観重要樹木の指定等)

第25条 町長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ富士河口湖町景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、景観重要樹木を指定したときは、所有者に通知するとともに、景観重要樹木の名称及び所在地その他規則で定める事項を表示するなどにより、公表するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第26条 法第33条第2項の条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準については、別に規則で定める。

### 第3章 町民等との協働による景観形成の推進

(景観形成活動団体の認定等)

第27条 町民等は、良好な景観形成の推進を目的として景観形成活動団体を結成することができる。

2 町民等は、前項の景観形成活動団体を結成しようとするときは、規則で定めるところにより、町長にその認定の申請を行うものとする。

3 町長は、前項の申請に係る団体の活動の内容が、規則に定める要件に該当すると認めるときは、景観形成活動団体として認定するものとする。

4 町長は、景観形成活動団体を登録しようとするときは、富士河口湖町景観審議会の意見を聴くものとする。

5 町長は、景観形成活動団体を認定したときは、当該団体に通知し、当該団体の名称及び活動内容等を公表しなければならない。

6 町長は、景観形成活動団体として登録した団体が解散したとき、又は規則で定める要件に該当しなくなったときは、認定を取り消さなければならない。

(景観形成の提案等)

第28条 前条の規定により認定を受けた景観形成活動団体は、景観形成を推進するための提案又は意見を町長に提出することができる。

2 町長は、景観形成を推進するための施策を策定又は実施するに当たっては、前項の規定により提出された提案又は意見に配慮するものとする。

(既存の施設等の景観形成への配慮)

第29条 町民、事業者及び町は、自らが所有し、管理し、又は使用する権原を有する次に掲げるもの又は屋外における一時的な行為について、景観形成に配慮するよう努めなければならない。

- (1) 既存の建築物等
- (2) 既存の広告物
- (3) 空き地

(既存の施設等に対する要請)

第30条 町長は、景観形成を図る上で著しく支障があると認められるときは、既存の建築物等、広告物、空き地又は屋外において集積され、若しくは貯蔵された物品等について、その所有者に対し、景観形成に配慮するように要請することができる。

2 町長は、前項の規定による要請をする場合において、必要があると認めるときは、富士河口湖町景観審議会の意見を聴くものとする。

#### 第4章 富士河口湖町景観審議会

(富士河口湖町景観審議会の設置)

第31条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、富士河口湖町景観審議会を置く。

(所掌事務)

第32条 富士河口湖町景観審議会は、第8条第3項、第15条第3項、第21条第2項、第23条第1項、第25条第1項、第27条第4項、第30条第2項及び第36条第3項に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し、町長の諮問に応じ調査し、審議し、及び答申するとともに建議することができる。

- (1) 景観計画の策定及び変更に関する事項
- (2) その他景観形成の推進に関する重要事項

(組織)

第33条 富士河口湖町景観審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募に応じた町民
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(5) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第34条 この章に定めるもののほか、富士河口湖町景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 助成及び表彰

(助成等)

第35条 町長は、法第81条第1項の景観協定を締結した者、景観まちづくり懇談会、景観形成活動団体又は景観形成の活動を行う者に対し、必要があると認めるときは、景観アドバイザー、景観サポーター等の専門家の派遣又は技術的援助を行い、予算の範囲内において、その活動に要する費用の一部を助成することができる。

2 町長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の保全のために必要があると認めるときは、当該景観形成重要物の所有者等に対し、技術的支援を行い、予算の範囲内において、その保全に要する費用の一部を助成することができる。

(表彰)

第36条 町長は、良好な景観形成に貢献したと認められる個人又は団体を表彰することができる。

2 町長は、前項に定めるもののほか、良好な景観形成に寄与している建築物等、屋外広告物その他の物件のうち、特に優れているものについて、その所有者、設計者又は施工者等を表彰することができる。

3 町長は、前2項の規定による表彰を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ富士河口湖町景観審議会の意見を聴くことができる。

## 第6章 雑則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に着手されている届出対象行為等については、なお従前の例に

よるものとし、第16条に規定する行為の届出は必要としない。

附 則(平成27年条例第21号)

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

別表第1(第16条関係)

(平27条例21・一部改正)

届出対象行為(第16条関係)

(1) 市街地・田園集落景観形成地域

【届出を要する行為】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築、移転	高さ10m又は行為部分の床面積の合計が500m <sup>2</sup> を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ10m又は床面積の合計が500m <sup>2</sup> を超える建築物で、変更部分の面積の合計が10m <sup>2</sup> を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、 外観の模様替え、色彩の変更	垣、柵、塀の類	高さ3mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ15mを超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さ10mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ10m又は築造面積500m <sup>2</sup> を超えるもの
		太陽光発電施設の類	モジュールの合計面積が10m <sup>2</sup> を超えるもの(ただし、床面積250m <sup>2</sup> 以下の住宅に設置する場合を除く)
土地の形質の変更		行為面積1,000m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採、土石の類の採取		行為面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積		高さ3m又は面積500m <sup>2</sup> を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
木竹の伐採		土地の用途変更を目的とした伐採面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの	

(2) 湖水・湖畔景観形成地域

【届出を要する行為】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築、移転	高さ10m又は行為部分の床面積の合計が250m <sup>2</sup> を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ10m又は床面積の合計が250m <sup>2</sup> を超える建築物で、変更部分の面積の合計が10m <sup>2</sup> を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、柵、塀の類	高さ2mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ15mを超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さ5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ10m又は築造面積250m <sup>2</sup> を超えるもの
		太陽光発電施設の類	モジュールの合計面積が10m <sup>2</sup> を超えるもの(ただし、床面積250m <sup>2</sup> 以下の住宅に設置する場合を除く)
土地の形質の変更		行為面積500m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採、土石の類の採取		行為面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積		高さ2m又は面積300m <sup>2</sup> を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
木竹の伐採		土地の用途変更を目的とした伐採面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの	

(3) 森林景観形成地域

【届出を要する行為】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築、移	行為部分の床面積の合計が10m <sup>2</sup> を超えるもの	

物	転		
	外観の模様替え、色彩の変更	変更部分の面積の合計が10m <sup>2</sup> を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、柵、塀の類	高さ1.5mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ15mを超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さ5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ5m又は築造面積10m <sup>2</sup> を超えるもの
		太陽光発電施設の類	モジュールの合計面積が10m <sup>2</sup> を超えるもの(ただし、床面積250m <sup>2</sup> 以下の住宅に設置する場合を除く)
土地の形質の変更	行為面積300m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの		
鉱物の掘採、土石の類の採取	行為面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	高さ1.5m又は面積100m <sup>2</sup> を超えるもので、期間が90日を超えるもの		
木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした高さ10mを超えるもの又は伐採面積が300m <sup>2</sup> を超えるもの		

別表第2(第17条関係)

(平27条例21・一部改正)

届出を要しない行為

<p>①行為の場所が国立公園特別地域に指定されている地域及び普通地域にあっても「高さ13m以上かつ延床面積1,000m<sup>2</sup>以上」の建築物の行為及び土地の形質の変更、鉱物の掘採又は土石の類の採取の行為(自然公園法(昭和32年法律第161号)等関係法令に基づいた許認可や届出が必要)</p> <p>②行為の場所が文化財の指定地域 (文化財保護法(昭和25年法律第214号)等関連法令に基づいた許認可や届出が必要)</p>
--

- ③非常災害のために必要な応急措置を行う行為
- ④景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- ⑤建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない改築
- ⑥木竹の伐採のうち以下の行為
  - ・農業又は林業を営むために行う行為
  - ・間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行う行為
  - ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ⑦屋外における物品等の集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- ⑧土地の形質の変更で、宅地の造成又は土地の開墾以外の行為で、農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- ⑨地盤面下又は水面下における行為
- ⑩法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑪国又は地方公共団体が行う行為(届出対象行為に関しては事前協議が必要)